



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令の一部を改正する省令

(財務・農林水産一)

○独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令(農林水産五)

〔告 示〕

○対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示

(内閣府・総務・財務・文科科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

○対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示(同一)

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件
(農林水産二七五(二八六))

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

弁理士登録関係

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

三

三

三

六 三

省 令

○財務省省令第一号
農林水産省

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十二条第二項、第三十五条の六第三項及び第四項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十七日

財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 吉川 貴盛